

# 令和5年 監督指導白書

## 岡崎労働基準監督署 西尾支署

当署が令和5年中に管内事業場に対して行った監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行っていただきますようお願いいたします。

### ◇◆定期監督等実施状況◆◇ [表1参照]

令和5年中に当署の労働基準監督官が事業場を臨検する等により監督指導を行った事業場は236件ありました。このうち労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令に違反が認められ是正勧告書等を交付した事業場は124件で、違反率は52.5%でした。前年の違反率49.7%に比べ2.8%増加しました。

労働安全衛生法違反が認められ、労働災害発生の急迫した危険があるため、対象物件の使用停止命令、補修・取替え・設置等の変更命令、当該危険箇所への立入禁止命令、当該作業の停止命令などの行政処分を行ったものは3件ありました。

#### ◎業種別違反率（10件以上監督指導を行ったもの）

違反率を主な業種別にみると、接客娯楽業が70.0%と最も高く、次いで建設業が54.0%、製造業が52.8%の順となっています。

#### ◎違反内容

違反内容をみると、労働基準法関係においては、割増賃金に関するものが41件(17.4%)（監督指導を行った事業場のうち当該違反があった割合、以下同じ）、労働時間に関するものが37件(15.7%)、就業規則の作成等に関するものが25件(10.6%)でした。

労働安全衛生法関連においては、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが41件(17.4%)、機械設備等の安全基準に関するものが28件(11.9%)、作業主任者に関するもの及び衛生基準に関するものがそれぞれ10件(4.2%)でした。

#### ◎業種別違反内容

違反内容を業種別にみると、製造業では、機械設備等の安全基準に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ17件(19.1%)、割増賃金に関するものが16件(18.0%)、労働時間に関するものが12件(13.5%)でした。

建設業では、機械設備等の安全基準に関するものが9件(18.0%)、健康診断の結果についての医師等か

らの意見聴取に関するものが7件(14.0%)、労働時間に関するものが6件(12.0%)でした。

運輸交通業では、年次有給休暇に関するものが3件(33.3%)、労働条件の明示に関するもの、労働時間に関するもの、割増賃金に関するもの、就業規則に関するもの、賃金台帳に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ2件(22.2%)でした。

商業では、割増賃金に関するものが9件(40.9%)、労働条件の明示に関するもの、賃金台帳に関するもの及び健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものがそれぞれ3件(13.6%)でした。

保健衛生業では、労働時間に関するものが7件(23.3%)、就業規則に関するものが6件(20.0%)、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関するものが5件(16.7%)でした。

接客娯楽業では、割増賃金に関するものが6件(60.0%)、労働時間に関するものが3件(30.0%)、労働条件の明示に関するもの及び年次有給休暇に関するものがそれぞれ2件(20.0%)でした。

### ◇◆申告処理状況◆◇ [表2、3参照]

労働者が権利救済、事業場の改善などを求める申告として当署で処理した件数は37件で、前年に比べ11件の増加となりました。

#### ◎業種別申告処理件数

申告処理件数を業種別にみると、商業が9件、運輸交通業が7件、接客娯楽業が5件でした。

主な申告事件の内容としては、賃金不払（定期賃金不払のほか、休業手当不払、割増賃金不払を含む）が30件、退職時の証明が3件、年次有給休暇の取得及び労働条件の明示に関するものがそれぞれ2件でした。

表1 監督実施状況（令和5年）

	実施事業 期 場 数	業同 違反 事業 場 数	同 比 率 %	処 使 用 停 止 等 場 数
製 造 業	89	47	52.8	
建 設 業	50	27	54.0	3
運輸交通業	9	5	55.6	
工業的業種	152	81	53.3	
商 業	22	10	45.5	
保健衛生業	30	15	50.0	
接客娯楽業	10	7	70.0	
その他の事業 (派遣業等)	12	6	50.0	
非工業的業種	84	43	51.2	
合 計	236	124	52.5	3

※主要な業種のみを掲載しているため、各業種の合計は、「工業的業種」、「非工業的業種」及び「合計」と必ずしも一致しない。

表2 申告処理状況（令和5年）

	申告 件 数	申告内容			
		賃金不 払	退職時の証明	年次有 給休暇	労働条件明 示
製 造 業	3	2	1		
建 設 業	4	4			
運輸交通業	7	6			1
商 業	9	7	2		
保健・衛生業	2	2			
接客娯楽業	5	3			1
清 掃 業	1	1		1	
派 遣 業	4	3		1	
そ の 他	2	2			
合 計	37	30	3	2	2

※申告1件につき複数の申告内容を処理する場合があります、また、主要な申告内容のみを掲載しているため、「申告処理券数」欄と「申告内容」欄の合計は必ずしも一致しない。

表3 申告処理状況の推移

年	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
件数	25	21	27	30	38	62	24	21	26	37

(件)

